

建 一 485
令和7年1月14日

建築関係団体の長様

秋田県建設部長
(公印省略)

建築確認申請手数料等の改正について（通知）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の施行により、令和7年度から原則として全ての新築住宅等に省エネルギー基準適合が義務づけられるため、令和7年4月1日以降に県に対して申請する場合の建築確認申請手数料等の額を改正したのでお知らせします。

つきましては、貴会の会員の皆様への周知をお願いします。

なお、指定確認検査機関の手数料は、各機関において規定しておりますので個別に照会願います。

担当：建設部建築住宅課
建築指導チーム 鈴木・高木
TEL 018-860-2565